

「円山動物園で使用する電力」に関する質問と回答

その1

	質問	回答
1.	契約期間中に、契約に影響する工事の予定はあるか。	予定はありません。
2.	契約の開始もしくは、受電設備容量の増設などの電気工事を起因とした契約電力増加以降1年に満たずに電気の使用を廃止（他社切替含む）、または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	本契約は期間満了まで履行することを前提とします。仕様書に定めのない事態については、仕様書「2(9)ア」に基づき、一般送配電事業者の規定を適用の上、双方協議により定めます。
3.	平日・休日における電力量料金単価が異なる場合、弊社における平日・休日の定義について、休日は土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日を指し、平日とは休日以外の日を指すが、この取扱いを認めていただけるか。	よろしいです。
4.	環境付加価値の指定がある場合、電気料金内訳には「環境価値相当額」として記載し、電力量料金とは別立てとなるが、当取り扱いに応じていただけるか。	よろしいです。
5.	当社では環境価値料金については電力量料金とは別立てとなるが、入札書別紙については、環境価値単価の項目を追記するか、もしくは電力量料金単価に環境価値単価を上乗せして作成するか、どちらの方がご都合よろしいか。	電力量料金単価に環境価値単価を合算した総額を記載してください。
6.	当社では環境価値料金については電力量料金とは別立てとなるが、契約書（案）単価一覧の電力量料金単価につ	環境価値単価を含んだ総額を電力量料金単価として記載してください。

	いては、環境価値単価を含んだ額を記載するか、もしくは環境価値単価の項目を追記いただけるか。	
7.	トラッキング付非化石証書について、契約期間における使用電力量が公告に記載される予定使用電力量に対し、大きな乖離（目安として80%以下もしくは120%以上）があった場合、調達していたトラッキング付非化石証書が過剰もしくは不足となるため、予定使用電力量に変動が見込まれる場合、事前に当社へその旨をご相談いただけるか。 また、事前相談がなく、その結果トラッキング付非化石証書の必要量に対し、調達量が不足し、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めは負わないことを認めていただけるか。	仕様書に記載の予定使用電力量（2,823,870kWh）に対し、実際の運用において大きな変動が見込まれる場合は、事前に情報共有やご相談を行うよう努めます。